

「令和3年度SDGs（循環型社会の構築）実現推進事業」プロポーザル募集要項

1 業務名称

令和3年度SDGs（循環型社会の構築）実現推進事業運営業務

2 業務概要

別紙「令和3年度SDGs（循環型社会の構築）実現推進事業運営業務に係る委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 参加資格要件について

本件に応募する資格を有する者は、京都市競争入札等取扱要綱第5条の規定に基づく競争入札有資格者名簿に登録されている者又は競争入札有資格者名簿に登録されていない者のうち京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 公募開始から参加意思確認書の提出期限の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

4 提案書類作成上の注意事項

(1) 参加意思確認書

プロポーザルへの参加を希望する者は、令和3年9月27日（月）午後5時までに、FAX又は電子メールにて参加意思確認書（様式1）を本要項末尾に記載する宛先へ提出すること（印不要）。なお、電話等で着信を確認すること。

(2) 企画提案書

企画提案書は、仕様書に基づき、以下の内容について作成すること（様式2、別紙は様式自由）。

- ・業務の企画案（セミナーのプログラム、参加者の構成及び募集方法、講演講師案など）
- ・業務の実施手法（webミーティングツール等を用いたオンライン開催の手法）
- ・業務の実施体制
- ・業務担当者の手持ち業務件数及びその業務内容

業務の実施体制については、本業務の実施に当たる総括管理者及び全ての業務担当者を記載すること。

業務の一部を再委託する予定である場合や、他者の協力を得て行う予定である場合は、その相手先と内容を記載すること。

なお、再委託又は他者の協力を得る予定である場合は、あらかじめ本市が文書により承認する場合に限定されることを前提として、受託者は、責任をもって再委託先又は他者との連絡調整、統括を行うものとする。

(3) 見積書

企画提案書の内容に基づき、本件業務に係る見積書とその内訳を提出すること（様式自由）。本件業務に係る全体経費については、1,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含

む。)を上限価格とする。

(4) 業務実績一覧表（応募者、講演講師等）

過去5年間に受託した主たる類似業務（国，地方公共団体及び民間企業を問わない。）について，業務実績一覧表（様式自由）を作成すること。

(5) 提出書類，提出期日及び提出部数

ア 参加意思確認書 令和3年9月27日（月）午後5時まで

イ 企画提案書

ウ 見積書

エ 業務実績一覧表

令和3年9月30日（木）午後5時まで

※ アは1部，イ，ウ，エは正1部，副5部の合計6部を提出すること。

(6) 提出先

本要項末尾に記載する宛先に持参又は郵送（期日必着，書留郵便に限る。）により提出すること。

(7) その他留意事項

ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は，応募者の負担とする。

イ 提出物は，返却しない。

ウ 企画提案書その他の提出書類の内容については，本市は応募者に無断で使用しない。

エ 応募者は，応募後に辞退する場合は，書面にて辞退届（様式自由）を提出すること。

5 募集要項，仕様書等に関する質問期限及び回答

本要項及び仕様書に関する問合せについては，次のとおり書面により受け付ける。回答は，取りまとめたうえで，京都市のホームページに掲載する。

ただし，本要項及び仕様書の内容に関する事項以外の問合せ（他の応募者に関する事項等）には応じない。

(1) 質問期限

令和3年9月17日（金）午後5時必着

(2) 質問方法

様式は自由，本要項末尾に記載する宛先にFAX又は電子メールで提出すること。

(3) 回答方法

令和3年9月22日（水）までに，京都市のホームページに掲載する。

【URL】<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000289182.html>

6 審査

応募された提案については，以下のとおり審査を行い，受託候補者を選定する。

(1) ヒアリング審査

提案資料について，ヒアリング審査を実施し，最も優秀な提案を選出する（日時，方法及び場所については別途連絡する）。

※ なお，応募多数の場合は，提案書による一次審査（書面審査）を行い，優秀と認められる提案を数件選出する。

(2) 審査委員会

提案については、以下の委員で構成される審査委員会が、審査基準に基づき、選定する。

委員長	循環型社会推進部 廃棄物指導・生活環境担当部長
副委員長	循環型社会推進部 廃棄物指導課長
委員	環境企画部 環境総務課 人材育成・監察・業務改革担当課長
委員	循環型社会推進部 廃棄物指導課 規制係長
委員	循環型社会推進部 廃棄物指導課 産業廃棄物指導係長

(3) 審査基準

書類審査及びヒアリング審査は、以下の項目について審査する。

ア 業務の趣旨及び内容の理解度【15点】

当該業務の趣旨を理解した企画内容となっているか。

イ 業務実施方針の妥当性【15点】

参加者の募集方法が適切であるか、参加者の理解促進に資する企画内容であるか、産業廃棄物のリサイクル推進に繋がる工夫がされているか。

ウ 過去5年間に受託した類似のイベントの業務実績【5点】

類似イベントの web ミーティングツール等を用いたオンライン開催について十分な実績があるか。

エ 業務の実施体制（イベント当日の体制を含む）【5点】

実施体制が、提案内容を実施するに当たり十分な能力を有したものとなっているか。

オ 見積金額及び項目の妥当性【5点】

$(\text{全応募者中の最低見積金額}) / (\text{各応募者の見積金額}) \times 5 \text{点}$

※小数点以下は切捨て

カ 市内貢献【5点】

京都市内に本店又は主たる事務所を有している中小企業であるか。

【合計50点】

(4) 受託候補者1社の選定及び通知

審査により順位をつけ、採点結果が一定点数以上（合計点が6割以上）ある者のうち、最も優れた提案を行った1社を受託候補者として選定するとともに、受託候補者の提案書を基に協議のうえ、本市が作成する契約用仕様書により契約を行う。評価が同点の場合は、委員長が受託候補者を選定する。ただし、審査の結果、応募者のいずれも採用しないことがある。

なお、競争入札有資格者名簿に登録されていない者で、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有しないと本市が判断した者にあつては、提案内容を審査しない。

審査の結果は、全ての応募者に対して速やかに通知する。

なお、通知内容に疑義があり、理由の説明を求める場合は、審査結果の通知が届いてから1週間以内に、京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課に対し書面により行うこと。

7 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(3) その他

次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、企画提案書提出の日から契約締結日までの間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

8 スケジュール（予定）

内容	期日等
募集要項の配付開始	令和3年 9月14日（火）
質問書の提出期限	令和3年 9月17日（金）
質問書に対する回答	令和3年 9月22日（水）
参加意思確認書の提出期限	令和3年 9月27日（月）
企画提案書の提出期限	令和3年 9月30日（木）
ヒアリング審査	令和3年10月上旬
審査結果の通知（委託業者決定）	令和3年10月中旬
業務委託契約の締結	令和3年10月下旬
イベント開催日	令和4年 2月頃
履行期限（実施報告書の提出期限）	令和4年 3月末

※ 本スケジュールは予定であるため、日程について若干の前後が生じる可能性がある。

9 提出先及び問合せ先

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課（担当 中村，菊田）

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地

ヤサカ河原町ビル7階

電話：075-366-1394 FAX：075-221-6550

電子メール：hic@city.kyoto.lg.jp